

松前総合文化センター飲食許可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松前総合文化センターの管理運営に関する規則（昭和63年規則第15号。以下「規則」という。）第8条第1項第2号で規定されている、松前総合文化センター（以下「文化センター」という。）内での飲食許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(飲食許可の申請手続)

第2条 文化センター内での飲食許可を申請しようとする者は、松前総合文化センター飲食許可願（様式第1号）を使用しようとする7日前までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(飲食の許可)

第3条 前条の申請があったときは、教育委員会はこれを審査し、相当と認めたときは、文書により通知するものとする。

2 前項の審査において、不相当と認めたときは、文書により通知するものとする。

(許可審査基準)

第4条 前条の審査にあたり次の各号を許可の審査基準とする。

- (1) 文化センターでの飲食の必然性があると認められるとき。
- (2) 文化センター管理・運営上影響がないと認められるとき。
- (3) 営業形態による飲食でない、認められるとき。
- (4) 前号のほか、教育委員会が状況に応じて認めるとき。

(順守事項)

第5条 飲食をするにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 禁煙の徹底（喫煙場所は、除く）。
- (2) 防水加工等、施設保護のための養生の徹底。
- (3) 火気使用の禁止（喫煙場所は、除く）。
- (4) 調理行為の禁止。
- (5) 指定場所以外での音楽演奏等。
- (6) その他、係員が状況に応じて指示する事項。

(許可の取り消し及び中止・退館命令)

第6条 教育委員会は、使用者が次の各号の一に該当する時は、第3条第1項の許可を取り消し使用者に対して、使用の中止並びに退館を命ずることができる。ただし、これがために損害が生ずることがあっても、教育委員会はその責任を負わない。

- (1) 第5条の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽申請をしていたとき。
- (3) その他、不正使用をしたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、文化センター内での飲食許可に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。